

〔超高压電子顕微鏡センターの装置利用に関する暫定措置を定める規程〕

第1条 この規程は大阪大学超高压電子顕微鏡センター運営委員会規程第7条において、装置の利用に関して必要な事項を定める。

第2条 装置は学術研究のために利用するものとする。

第3条 装置を利用することのできる者は、次の事項に該当するものとする。

- i 大阪大学の教員およびそれに準ずる者
- ii 運営委員会が適当と認めた者

第4条 装置を利用しようとする者は、研究課題ごとに所定の利用申請書を運営委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2. 申請の承認は、各年度末まで有効とする。
- 3. 前項の研究課題は、その成果を公開し得るものでなければならない。

第5条 利用者は装置の利用にかかる経費の一部を負担しなければならない。

第6条 利用者が、この規程に違反した場合、その他センターの運営に重大な支障を生ぜしめた場合には、利用承認の取り消し、または、一定期間装置の利用を停止させることがある。

第7条 この規程に定めるもののほか、装置の利用に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附則

この規程は、平成26年2月17日から施行する。